愛知県北設楽郡豊根村富山
字西又　一番　一号から五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十二号までを順次結んだ線及び標柱六号と十二号を平成十八年国土交通省告示第二百三十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県北設楽郡豊根村富山
字東又　三八番　六号から九号まで
三四番　十号及び十一号
三三番　十二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神明川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第千五百十九号で指定した神明川の土地の区域を除く。）
愛知県北設楽郡設楽町津具
字寺屋敷　二三番二地先河川敷　一号
二一番三　二号及び三号
九番地先道路敷　四号
五番二　五号
五番三　六号
二番二　七号
四番三　十号
二一番二　十二号
字中口　一五番四　八号
一〇番一　九号
字麓　二五番一　十一号
二二番　十三号
四番六　十四号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
戸津呂川第一支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第千二百二十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
愛知県新城市作手保永
字カド　九番四　一号及び五号
字桑原　二八番六　二号及び三号
二五番二　四号
字麓道下　一番二地先河川敷　十五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新戸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十六年国土交通省告示第千二百六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県新城市下吉田
字柿本　八五番一　一号から三号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を昭和三十七年建設省告示第二千六百四十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県新城市下吉田
字柿本　七七番　四号
七八番　五号
七九番四　六号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱七号と十一号を昭和三十七年建設省告示第二千六百四十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県新城市下吉田
字柿本　八六番二　七号
九四番三　八号
八三番一　九号
九二番九　十号
九二番六　十一号
ニ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十六号を昭和三十七年建設省告示第二千六百四十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛知県新城市下吉田
字田中　一六四番　十二号
一六七番　十三号及び十四号
一六五番地先道路敷　十五号
一四七番二　十六号

○国土交通省告示第百四十二号

占冠ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　占冠村　北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野四十六番地二十五
二　空港の名称及び位置　占冠ヘリポート　北海道勇払郡占冠村
三　供用廃止の予定期日　平成二十九年四月一日

○国土交通省告示第百四十三号

中部国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地
二　空港の名称及び位置　中部国際空港　愛知県常滑市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十八年国土交通省告示第七百六十三号を参照）
イ　誘導路
延長　九千七百十九メートル
ロ　エプロン
面積　九十万四千六百六十五平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十九年三月三十日

○国土交通省告示第百四十四号

北九州空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　北九州空港　福岡県北九州市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第百八十八号を参照）
イ　誘導路
延長　二千七百二十九メートル
ロ　エプロン
面積　十二万千二百十八平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十九年三月三十日

○国土交通省告示第百四十五号

大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所
(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　新関西国際空港株式会社　大阪府泉南群田尻町泉州空港中一番地
(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市及び尼崎市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年三月三十日